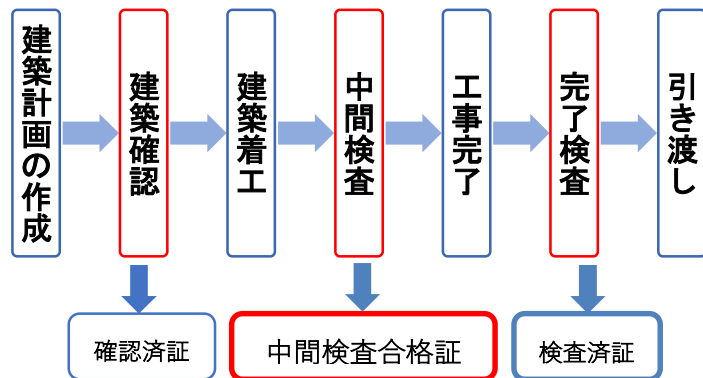


京都市における中間検査制度について

～令和7年4月1日から変わりました！！～

中間検査制度とは

建築確認制度の一環で、施工段階における現場検査により安全性を確保することを目的に、一定の工程（特定工程）に達した際に建築主に検査受検義務を課し、合格しなければ、その後の工程（特定工程後の工程）を施工することができない制度のことです。



本市では、一定規模以上の「住宅の用途に供する木造建築物（現：2階建て住宅等）」及び「特殊建築物」を対象に中間検査を行ってきました。令和7年4月から新たに対象を追加しました。

詳細は、令和6年10月10日京都市告示第446号、また中間検査の手引を御確認ください。

1. 中間検査対象建築物について

京都市内で建築確認申請を要する工事（新築、増築又は改築に限ります。）で表1に該当するものが中間検査の対象となります。

なお、増築又は改築の場合は当該部分が表1に該当するものが対象です。手引きP2～14

増築または改築：当該部分

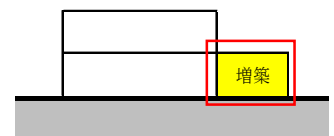


表1 中間検査対象の建築物または建築物の部分

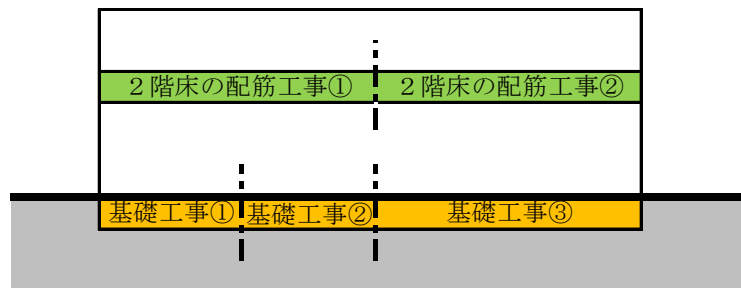
名称	対象用途	対象構造	対象規模	具体例
2階建て住宅等	住宅の用途に供するもの (共同住宅、寄宿舍を除く)	主要構造部の全部又は一部が木材	・階数が2以上 又は ・床面積の合計が50㎡超	・木造2階建ての住宅 ・木造300㎡超の住宅 など
特殊建築物	法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供するもの	全ての構造	・対象用途部分の床面積の合計が100㎡超	・平家建て100㎡超の共同住宅 ・平家建て100㎡超のコンビニエンスストア など
その他建築物※ 新たに追加！	全ての用途	全ての構造	・階数が2以上 又は ・床面積の合計が200㎡超	・鉄骨造2階建ての住宅 ・鉄骨造平家建ての200㎡超工場 など

※「2階建て住宅等」及び「特殊建築物」以外のものです。

2. 特定工程について

「特定工程」とは、特定の工事を終えたときに中間検査を受検しなければならない工程のことです。各構造において、構造材相互の接合状況、筋かい等設置状況などを確認するために特定工程を指定しています。

工区を複数に分ける場合は各工区で、またエキスパンションジョイント等により構造上分離している場合はそれぞれの部分で、特定工程に至った際に、その都度、中間検査を受ける必要があります。📖手引きP16～23



図：工区分けの場合

(1) 指定する特定工程について

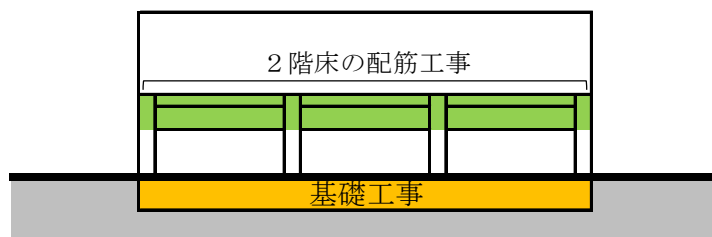
特定工程は、原則、「基礎工事」の工程と「建方工事」の工程の2段階です。

ア 「基礎工事」の工程・・・

地中はりの鉄筋を配置する工事の工程

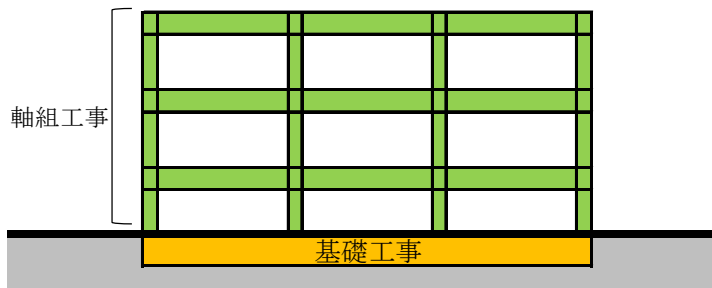
イ 「建方工事」の工程・・・

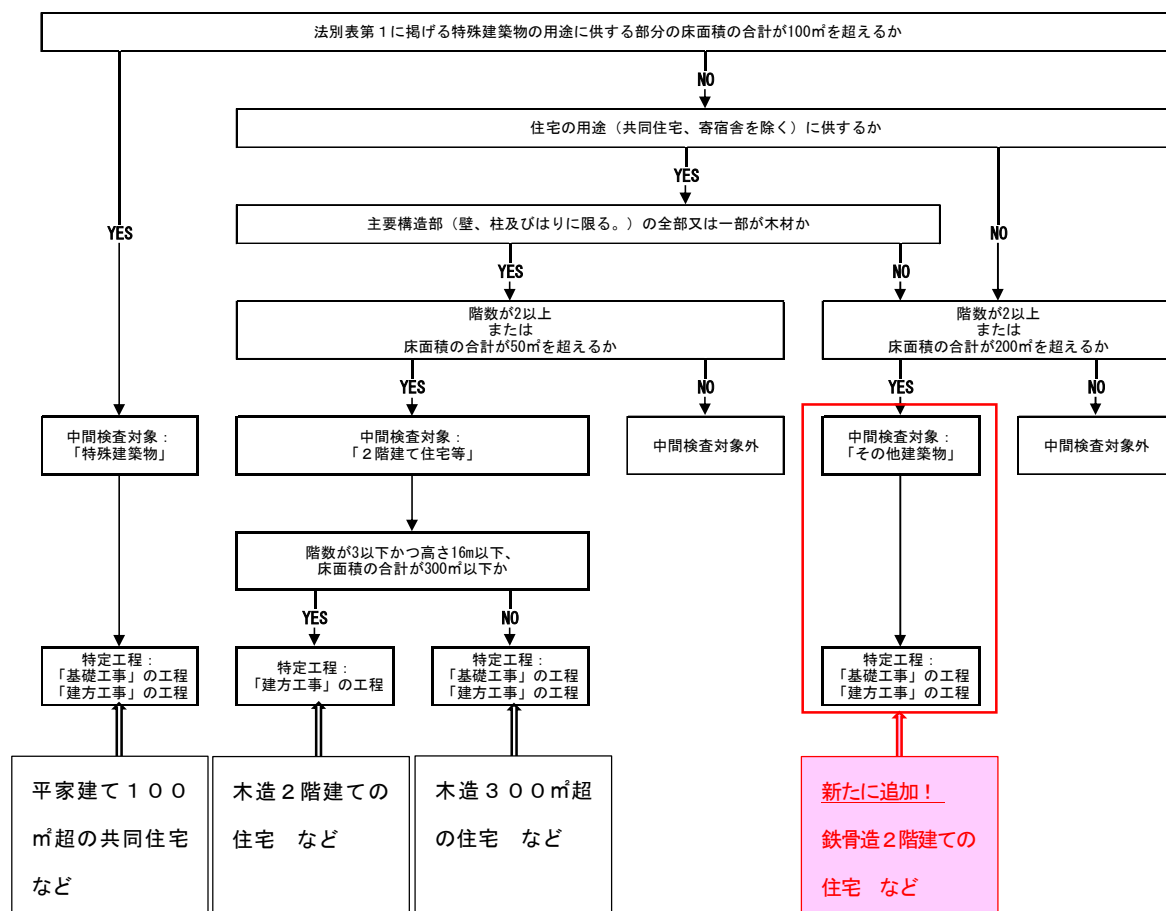
(ア)「2階床の配筋工事」の工程⇒鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等
2階の床（平家にあっては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事



(イ)「軸組工事」の工程⇒木造、鉄骨造等

柱、はり等を組み立てた後にボルト等により接合する工事





3. 中間検査申請において必要な書類

審査特例対象として確認された下記建築物については、国で定める中間検査申請書に加え、それぞれ下記の図書が必要です。📖**手引きP29**

(1) 2階建て住宅等で、平家かつ床面積の合計50㎡超～200㎡以下

- ・ 筋かい又は壁の位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- ・ 軸組、筋かいその他これらに類する部材の接合方法を明示した図書
- ・ 令第46条第3項及び第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書

(2) 特殊建築物で、平家かつ床面積の合計100㎡超～200㎡以下

- ・ 基礎及び地中はりの位置、形状並びに配筋を明示した図書
- ・ 軸組、床組、小屋ばり組その他これらに類する部材の位置、形状及び配筋を明示した図書
- ・ 軸組、床組、小屋ばり組その他これらに類する部材の接合方法を明示した図書
- ・ 令第46条第3項及び第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書（木造）

必要書類を追加！！